

第27回総会 議事録

総会開会時刻 令和7年9月25日(木曜日)午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

(農業委員の出席)

2番 朝日 貴光	3番 西良 利彦	4番 前原 良行	5番 金西 章
6番 原 美智子	7番 島田 正明	8番 豊田 泉朱	9番 樋富 美行
10番 山越 典子	11番 賀出 勝也	13番 服部 雅基	14番 川瀬 益栄
15番 船越 康博	16番 井村 美江	17番 森 博之	19番 青木 正廣

(農業委員の欠席者)

1番 一柳 泰徳 12番 増井 道宏 18番 村岡 宇都美

(農地利用最適化推進委員の出席)

1区 桑村 善彦	2区 前島 義夫	3区 松本 雅史	3区 中西 信之
4区 柳生 敬治	5区 宮田 芳和	5区 塚井 威史	6区 市山 賢光
6区 雲井 正博	7区 森吉 憲三	8区 手塚 博	
10区 宮城 仁	10区 里村 雅博		

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

7区 徳山 守 9区 濱田 武志 9区 吉成 秀明

(出席者)

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

議案第3号「農用地利用集積等促進計画(一括)について」

報告

報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第27回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、8番豊田泉朱委員、11番賀出勝也委員をご指名いたします。よろしく願いいたします。

なお、1番一柳委員、12番増井委員、18番村岡委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数2件、2筆でございます。なお、整理番号1番は、先月、議案書には記載しておりましたが、当事者間の都合により、ご審議いただかなかった案件です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、取得後耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請に係る審議内容について、ご説明いたします。

整理番号1番、田1筆、面積271㎡、労力不足による所有権移転の申請です。

譲渡人は譲受人と知人であり、高齢により自身での耕作が難しくなってきたために譲受人に農地を譲る話を持ち掛け、この度の農地法第3条許可申請に至りました。

譲受人は夫婦で農作業をするそうで、農作業歴は20年以上あるとのこと。譲受人の住所は〇〇で通作距離は8.4kmであり、自宅から直接農地へ通って農業をする予定と聞いています。農業用機械はトラクター、耕耘機、田植機、コンバイン、バインダー、脱穀機、乾燥機、トラックを所有しているとのこと。申請地は小さい農地であり、畑として使用するため、実際の作業はトラックで小規模な農業用機械を運び、耕作をするそうです。

なお、譲受人は小松島市内には農地を有していませんが、〇〇に農地を有しているとのこと。譲受人の妻名義の耕作証明書の提出があり、事務局から〇〇農業委員会へ問い合わせたところ、特に違反転用等、法令に反することはしていないと確認しております。

そのほか、譲受人の父名義の農地が〇〇に1町ほどあるとのこと。家族で耕作しているそうです。

申請地の取得後は、雑草を取り除き、季節野菜を栽培する予定と聞いております。

譲受人の職業は会社役員となっておりますが、会社の実務的な作業は少ないため、かなり時間に余裕があり、農作業に取り組むことができるそうです。

また、今回の申請地に隣接する宅地があるのですが、その宅地も併せて取得をする予定とのこと。申請地と道路の間に水路があり、申請地へは、道路に比較的広めに間口を確保している宅地側から進入する方が利便性がよく、農機具の搬入もしやすいと思われま。

なお、申請地は、公図のない地域で、隣接地の所有者との境界の確認や宅地の取得のことで、協議を行っていたため、先月の総会でご審議できませんでしたが、合意が整ったとうかがっております。

以上、聞き取りや添付書類の内容から判断した結果、譲受人は、申請地の取得後、機械・労働力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の要件には該当しておらず、許可要件を満たしていると思われまます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の金西委員さん、何か補足事項があればお願いします。

5番 金西委員

はい。失礼します。現地確認いたしましたところ、特に問題はないと思われまますので、どうぞご審議よろしくをお願いします。

議長（青木会長）

それでは、何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。

整理番号1番の許可について、採決いたします。ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、原案どおり許可といたします。

引き続き、整理番号2番の説明をお願いします。

事務局（次長）

申請に係る審議内容について、ご説明いたします。

整理番号2番、田1筆、面積2,100㎡、労力不足による所有権移転の申請です。

譲渡人は申請地を長年所有、耕作してきましたが、高齢による管理の難しさを感じてきたことから、申請地近隣に住む譲受人に所有権移転の話を持ち掛け、この度の農地法第3条許可申請に至りました。

譲受人は、親が所有する農地を親子で耕作しており、農作業歴は20年以上あるとのこと。申請地までの通作距離は0.05kmで、譲受人の自宅のすぐ近くにあり、利便性が良い場所でございます。農業用機械は、トラクター、耕耘機、田植機、コンバイン、脱穀機、乾燥機、トラックを所有しております。申請地では、水稻を栽培予定です。

なお、譲受人の世帯員が所有している農地の中に宅地状態となっている農地がございましたが、追認による農地転用手続きを行っておりまして、事務局の指導に誠実に対応しております。

以上、聞き取りや添付書類の内容から判断した結果、譲受人は、申請地の取得後、機械・労働

力・技術・通作距離などの状況から所有するすべての農地を効率的に耕作すること、また、必要な農作業に常時従事すること、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障がないことなど、農地法第3条第2項各号に規定する不許可の要件には該当しておらず、許可要件を満たしていると思われまます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の朝日委員さん、何か補足事項があればお願いします。

2番 朝日委員

土地はですね、この譲受人の家の前、遊歩道の前になりますので、問題ないと思います。審議をお願いします。

議長（青木会長）

それでは、何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。
整理番号1番の許可について、採決いたします。ご異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、原案どおり許可といたします。

以上で、議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

それでは、事務局より、審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

譲渡人は〇〇在住〇〇、譲受人は〇〇在住の〇〇。

〇〇はアパートを経営しており、転用目的はそのアパートの駐車場でございます。

申請地は〇〇中学校より東へ約220m、国道55号と県道〇〇号〇〇線の交わる交差点南西部に位置し、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、国道より50mの区域は農

用地区域外であることから除外を行う必要のない場所でございます。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、県道と鉄道線路等に囲まれた小集団の生産力の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

譲受人は隣接する県道〇〇号線の拡幅に係る道路用地として、所有するアパート駐車場の一部を徳島県に提供することとなり、その代わりとなる用地が必要となりました。申請地はアパート敷地と一体利用でき、駐車時の利便性の向上が図れ、現状と同じ利用方法となる県道からの出入りが可能な土地であることから、土地所有者と協議したところ、一部であれば譲渡してもよいと話しがまとまり、この度の5条申請に至りました。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無については、現状が田であったため、山土にて嵩上げを行います。農地に隣接する部分については擁壁を設置し、全面アスファルト舗装を行い土砂の流出を防ぎます。また、被害防除には十分注意するが万が一、周辺に被害が出た場合は転用者が責任をもって対応するとされています。

盛土規制法については嵩上げ高が65cmではありますが、施工面積が106㎡であることから抵触しないと考えております。

盛土規制法とは令和3年静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したことから施行された法律でございます。徳島県については令和7年5月1日から一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は事前に許可又は届出が必要となったことから転用に際して県から確認を求められているところでございます。

排水については、駐車場であることから上水道等の排水はなく、雨水については勾配により北側既存水路へ排出される予定であり、そのことについて水路管理者である地元協議会より同意を頂いております。

また、転用について問題がない旨の意見書が土地改良区より提出されています。

転用を行うために必要な資力については、自己資金で行うとのことで金融機関の残高証明書が添付されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可相当との意見を付して、県に進達したいと考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の山越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

10番 山越委員

立江の山越です。現地確認に行ってみりました。駐車場として使用しても何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどをよろしく願います。

議長（青木会長）

ありがとうございます。

何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、整理番号1番の採決に移ります。

整理番号1番の許可について、採決いたします。ご異議はございませんか。

(※「異議なし」の声あり)

議長（青木会長）

異議がないということですので、整理番号1番は、許可相当との意見を付して、県へ進達することといたします。

以上で議案第2号を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農用地利用集積等促進計画（一括）について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の4ページをお願いいたします。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画（一括）について」、申請件数は16件、48筆です。

◆議案書にそって、権利の設定をする者、権利の設定を受ける者、権利の設定をする農用地を朗読

農用地利用集積等促進計画（以下、「促進計画」という。）につきましても、地域計画の策定後、小松島市では、農地中間管理事業の推進に関する法律（以下、「機構法」という。）第18条第11項の規定により、農業委員会が徳島県農業開発公社（以下、「公社」という。）に計画作成の要請を行うことになっております。

今月の案件もすべて一括方式でございます。

公社に、促進計画の作成を要請するに当たり、支障がないかどうかの判断基準といたしまして、機構法第18条第5項に規定がございますが、これは受け手の経営形態によって、基準が変わるのですが、今月の受け手は、農地所有適格法人と個人経営の農業者となります。

農地所有適格法人の場合の判断基準は、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、でございます。また、個人の農業者の場合は、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められることと耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、となります。

今月の案件の受け手の方は、5ページから8ページの一覧表をご覧くださいと、1番から14番の〇〇さんと33番から35番の〇〇さんは、農地所有適格法人で、それ以外の方々は、個人の農業者となります。

農地所有適格法人のうち、〇〇さんは認定農業者でございますので、要件を満たしているものと考えております。〇〇さんは、認定農業者等ではございませんが、添付書類の耕作面積や耕作機械の所有状況、耕作従事日数の状況から要件を満たしているものと判断しております。

また、個人の農業者の方では、〇〇さん、〇〇さんが認定農業者でございますので、同様に、要件を満たしているものと考えております。そのほかの担い手以外の方々につきましても、添付書類の内容から、同じく、要件を満たしているものと思われれます。

以上のことから、すべての農地について要件を満たしていると思われるため、公社に促進計画の策定を要請したいと考えております。

なお、促進計画の策定に当たり、地域計画内の農地は、市農林水産課に地域計画に支障がないかということで意見を聴取する必要がございますので、地域計画内の農地（今月の案件では、1番から8番、11番から35番、44番から48番）については、事務局より、事前に担当課に照会し、支障はないとの回答を得ております。

それでは、促進計画の作成の要請について、ご審議をお願いいたします。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より説明がありました。
何かご質問、ご意見はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質問、意見がないようですので、採決に移ります。
農業委員会として、案のとおり、促進計画の作成を要請することについて、異議はございませんか。

（※「異議なし」の声あり）

議長（青木会長）

異議がないということですので、案のとおり、公社に、促進計画の作成を要請いたします。
以上で議案第3号を終了いたします。
以上で議案についての審議を終了いたします。
それでは、引き続き議案外に移ります。
報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

続きまして、議案書の9ページをお開きください。
報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数1件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

譲受人の方が、届出地のすぐ近くの家を購入することとなったため、駐車場として使用するために、5条届出が提出されました。

譲渡人は、最近、相続により届出地を取得しておりまして、現地は、南側から〇〇駅へ向かう〇〇号線沿いの農地となります。

なお、届出地のうち、「〇〇町〇〇-〇〇」につきましては、昭和54年に5条届出が提出されておりました。通常取り扱いですと、5条届出を活かして、届出済証明書を交付し、地目を農地から宅地等に変更して、農地法の適用範囲から外すか、または5条届出の取り消しという手続きが考えられます。しかし、当時の届出は、転用目的が不明で、現地も現状、何も工事を行っておらず、農地性が否定できない状況でした。この状態で、法務局が地目の変更を認めるとは考えにくく、また、5条届出を取り消すということは、昭和54年当時の土地の所有者に登記名義を戻す、ということになり、相続して代替わりしている現在では、現実的ではないという問題が生じます。

そこで、過去の類似の事例で徳島県農林水産政策課に問い合わせた結果を参照し、5条届出を残したまま、新たな5条届出の上書きを認めることといたしました。

県によると、他の自治体でも、5条ではなく、3条の手続きにはなりますが、5条許可を取り消さずに3条許可の上書きを認めた事例もあるそうです。

今回の届出の処理にあたり、現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の10ページをお開きください。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数1件、1筆です。

最初に、議案書の訂正をお願いいたします。面積が1,109㎡とありますが、1,117㎡の誤りでございます。申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

なお、整理番号1番は、過去に農地法第3条許可による賃貸借権を設定しており、令和7年1月15日に一部を駐車場とするため、分筆し、その部分を解約しております。今回の解約は、残りの農地をすべて解約するものでございます。

報告につきましては、以上でございます。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外2件について報告がありました。

何かご意見等はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ご意見等ないようですので、議案外について終わります。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後1時57分

会議録署名委員 8番 豊田 泉朱 委員 11番 賀出 勝也 委員